

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書
 前回小委員会での委員意見とそれに対する事業者見解

資料 - 2 - 1

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
1	事業概要 （事業の 進め方）	事業予定地の近くの住民の方への事業の周知は、どのようにされたのか。反対意見などは出なかったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の初めから、用地調査を開始。 ・ その後、まずは周辺の区長への説明会を開催。大きな反対意見なく、用地取得開始。 ・ 昨年末に用地取得完了。 ・ 今年に入り、区長より区長以外への説明会を開いてほしいとの要望あり。 ・ 今年8月に、旧土山町役場にて一般向けの説明会（来場者60～70人）を開催。環境影響を心配する意見あり。これから環境影響評価の手続きを進めことをご説明。 	<p>地元住民の方への事業の周知の経緯は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年1月：建設地候補地の調査開始。当該候補地の絞り込み。 ・ 令和5年2月：周辺5区長への説明会開催。事業構想の説明。 ・ 令和5年6月：上記5区長・副区長による当社のグループ会社（株式会社ジェネス）が保有する京都市の中間処理施設（以下、「ジェネス京都工場」）・滋賀県の最終処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」）の見学会 ・ 令和5年7月：地権者によるジェネス京都工場・滋賀処分場の見学会 ・ 令和5年内：計画用地の取得が完了 ・ 令和6年1月：計画地周辺の6区において、住民向けの説明会（4会場） ・ 令和6年2月：計画地および周辺の測量作業・環境調査に着手 ・ 令和6年6月：土山学区の区長会で事業について説明。住民説明会の要望を受ける。 ・ 令和6年8月：土山学区の住民を対象とした説明会（旧土山町役場：参加者約70人）。環境影響を心配する意見あり。環境影響評価の手続きを進めることを説明。 ・ 令和6年9月～10月：計画段階配慮書の縦覧・意見聴取を実施（※意見書の提出：16通） 	-
2	事業概要 （計画概要）	埋立想定範囲の谷内及び一部尾根部に「滑落崖」や「斜面移動体」といった地すべり地形が存在する。この様な地形について、埋立てを行う上で考慮の必要はないか。この様な地形を考慮したうえで、計画されている埋立容量を確保できるという理解で良いか。	今後具体的な設計を進めますが、基本的には、「滑落崖」については斜面上方を掘削・除去し、「斜面移動体」については押え盛土を行うなど、地すべりに防ぐような設計を行う方針です。この様な設計を行っても、埋立容量は大きく変わらないと想定しています。	(同左)	-
3	事業概要 （計画概要）	廃棄物埋立て範囲について、斜面の切土や掘削などの地形の改変は行わず、樹木の伐採のみで、現地形のまま埋立てるようなイメージか。	実際には、斜面上部にオーバーハングした崖などがあれば、安全な作業を行うために事前に削り落とししたり、樹木の抜根跡の土が緩んだ箇所の傾斜をなだらかに整えるなど、ある程度地形をならす作業が必要になってくる想定しています。	(同左)	-
4	事業概要 （計画概要）	受入れ廃棄物について、想定される県内と県外の比率はどの程度か。 滋賀県の建築廃棄物のリサイクル計画と関係するもので、本事業の概要を把握したい。	ジェネス滋賀処分場の直近の実績では、同社がジェネス京都工場を受入れ、破碎・選別などを行った廃棄物のほか、東海圏の中間処理業者や、一部では関東からの受入れも行っていきます。 新施設における県内の廃棄物の割合は、現時点で完全には分かりませんが、感覚的には半分以上は滋賀県外からの搬入と想定しています。	ジェネス滋賀処分場の直近の実績では、同社がジェネス京都工場を受入れ、破碎・選別などを行った廃棄物のほか、東海圏の中間処理業者や、一部では関東からの受入れも行っていきます。その他、中間処理が禁止される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、例外的に現場から直送される廃棄物もあります。 ジェネス滋賀処分場の2023年の実績では、県内の割合は10%程度であり、新施設においても同程度となると想定しています。	-
5	事業概要 （計画概要）	廃プラスチック類について、破碎や溶融などの中間処理をしっかりと行ったうえで搬入されるのか。全廃棄物のうち廃プラスチック類の混入率はどの程度を想定しているのか。	廃プラスチック類については、基本的には溶融による前処理は実施せず、適切なサイズに破碎された状態での搬入を想定しています。 ジェネス滋賀処分場では、がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類という3種類の処分業許可を受けていますが、過去にとりまとめた時は、それぞれの量は同程度で、廃プラスチック類の割合は概ね3分の1程度です。	廃プラスチック類については、基本的には溶融による前処理は実施せず、適切なサイズに破碎された状態での搬入を想定しています。 ジェネス滋賀処分場では、がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類という3種類の処分業許可を受けていますが、ジェネス滋賀処分場の2023年の実績では、廃プラスチック類の割合は22%程度です。新施設においても同程度を想定しています。	-

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
6	事業概要 (計画概要)	廃プラスチック類も建設系廃棄物のみ受け入れるのか。	一部、建設系以外の廃プラスチック類の搬入がありますが、ほとんどが建設系の廃棄物を受け入れています。	ごく一部、工場等から排出される廃プラスチック類の梱包材などがありますが、ほとんどが建設系の廃棄物を受け入れています。	—
7	事業概要 (計画概要)	埋立地にはシートなどを敷かず、元の土の地盤の上に廃棄物埋立てるとのころだが、アスベスト含有廃棄物についてもそのような埋立で問題ないのか。	ジェネス滋賀処分場では、「石綿含有産業廃棄物」については、運搬時や埋立時に飛散しない様、基本的には袋に入った状態、またはブルーシートで封じ込めた状態で埋立てを行います。	「石綿」は、飛散しやすく健康リスクが高いイメージだと思いますが、そのような飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され、無害化処理をしない限り安定型最終処分場での埋立は禁止されています。 安定型最終処分場で受入れる「石綿」は、上記とは別に「石綿含有産業廃棄物」と分類されるものです。これは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなどの、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指します。 なお、受入れ対象となる「石綿含有産業廃棄物」についても、破碎することで飛散リスクが高まりますが、本事業の受入れ過程・中間処理において破碎は行いません。 ジェネス滋賀処分場では、「石綿含有産業廃棄物」については、運搬時や埋立時に飛散しない様、基本的には袋に入った状態、またはブルーシートで封じ込めた状態で埋立てを行っています。	—
8	事業概要 (計画概要)	埋立廃棄物の流出を防止するために、盛土により押える構造となっているが、大雨や地震などの災害時の安全性は問題ないのか。	詳細な計画はこれから検討していきませんが、地震災害時の盛土部の地滑りを防止に十分留意し、盛土の安定勾配について適切に設定します。防災調整池についても、豪雨時に下流河川に洪水被害を与えない様、下流河川の流下能力を考慮の上、県の担当課とも協議しながら、十分な洪水調整容量を確保していきます。 なお、過去に起こった活断層による直下型の地震である阪神淡路大震災や能登半島地震における、最終処分場の被害状況を調べた結果、一部崖崩れが起こって一時的に搬入を停止せざるを得ないという状況はありましたが、埋立地が大きく崩れてしまったという事例はありませんでした。	詳細な計画はこれから検討していきませんが、下記の検討方針により、地震災害時の盛土部の地滑りを防止に十分留意し、盛土の安定勾配について適切に設定します。防災調整池についても、豪雨時に下流河川に洪水被害を与えない様、下流河川の流下能力を考慮の上、県の担当課とも協議しながら、十分な洪水調整容量を確保していきます。 <盛土の安定に係る検討方針> ・埋立地の盛土の安定性に関しては、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）（全国都市清掃会議）」に従って設計を実施します。 ・地震に対してはレベルⅡの地震動に耐えられる構造で設計を実施します。（※レベルⅡ地震動：100年～1000年に1度発生する極めて稀な震度6以上の地震動） ・なお、万一地震において法面の崩壊が生じた場合には、廃棄物の搬入を中断し早期復旧作業および周辺環境への影響を確認します。 <防災調整池の検討方針> ・防災調整池は、「林地開発許可申請の手引き 令和5年4月（滋賀県琵琶湖環境部森林保全課）」に従って設計を実施します。 ・防災調整池は、30年確率降雨強度（開発地は50ha以下であることから、到達時間10分の降雨強度193.5mm/h）で検討を実施し、下流河川への影響を防止できる許容放流量を設定し、その際に必要とする調整容量を満足することのできる防災調整池を設けます。 <参考：過去に起こった災害時の最終処分場の被害状況の調査結果> ・阪神淡路大震災では、被災地域に存在した23箇所の最終処分場において、「重大な震災被害は認められず、一部補修を要するものの処分機能に支障なく、地震発生後より継続的にごみの受入れがなされている。」との記載があります。 （参考資料：「阪神・淡路大震災における廃棄物処理施設の被害状況と対応策」武田・島岡） ・能登半島地震では、最終処分場7施設が被災しましたが、一部に法面の崩落等があったものの、埋立廃棄物の崩落等の事故はなく、主だった被害は付帯施設への被害などが中心でした。（管理型処分場の水処理施設の被害あり） （参考資料：「令和6年1月石川県能登地方を震源とする地震による被害状況等について」環境省、2024） ・豪雨災害時においては、埋立廃棄物の崩落等の事故事例は確認できず、アクセス道路等の付帯施設への被害などが中心でした。（管理型処分場の水処理施設の被害あり）	—

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
9	事業概要 （計画概要）	受入れ廃棄物の展開検査はどのように行うのか。ヤードはどの程度の広さを想定しているのか。	ジェネズ滋賀処分場では、埋立地の入口付近の計量機の横に展開検査を行うスペースを確保し、取引業者の最初の搬入時等に使用しています。また、通常時は、埋立区画にて、ダンプから荷下ろして同時に異物がないかを確認する形で展開検査を行っています。	<p>廃棄物処理法では、排出事業者や中間処理業者と廃棄物の受け入れを事前に契約することになっており、基本的には事前に契約した方法以外で中間処理がなされた廃棄物が本処分場に搬入されます（中間処理が禁止され現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。また、廃棄物の受入時には展開検査を行い、許可品目以外の廃棄物の混入が認められた場合には、受入拒否等の対応を行います。</p> <p>展開検査については、ジェネズ滋賀処分場では、埋立地の入口付近の計量機の横に展開検査を行うスペースを確保し、取引業者の最初の搬入時等に使用しています。通常時は、埋立区画にて、ダンプから荷下ろして同時に異物がないかを確認する形で展開検査を行っています。</p> <p>一方、新施設では、同様に埋立地の入口付近の計量機の横に展開検査を行うスペースを確保するとともに、通常時は、万一異物混入等があった場合にも埋立を回避し、その識別や分離が適切に行えるよう、直接の埋立区画内ではなく、埋立場所付近で既に埋立処分が終了した場所または埋立場所付近に仮設の展開検査場を設置し、当該場所でダンプから荷下ろして展開検査を行う予定です。なお、展開検査場の広さは5m×5m程度を想定しています。</p>	—
10	事業概要 （計画概要）	毎日1日分の廃棄物を締固めて覆土を行うセル式の埋立を行うとのことだが、覆土に用いる土砂はどのように確保するのか。	覆土に用いる土砂の確保は、いくつかのケースが想定されます。一つは、埋立地建設時に土地の切土によって発生する土砂をストックするケース、次に、残土として建設業者等から受け入れるケース、あるいは、外部から土砂を購入するケースが想定されます。	<p>覆土に用いる土砂の確保は、いくつかのケースが想定されます。</p> <p>一つは、埋立地造成時に土地の切土によって発生する土砂をストックするケースです。造成時は、土工収支が取れるように設計を行うことを目指しますが、残土が発生する場合は、覆土等に使用することを想定しています。</p> <p>次に、残土として建設業者等から受け入れるケース、あるいは、外部から土砂を購入するケースが想定されます。</p> <p>なお、埋立地の造成や施設配置計画等は今後検討を行うため、掘削土や覆土材の具体的な方針が決まるのは、今後の準備書段階になると考えています。</p>	—
11	事業概要 （車両走行ルート）	搬入経路について、基本的に新名神高速道路を通過して大澤集落を經由して搬送することを想定しているが、国道1号から事業実施想定区域の北側を經由するようなルートは考えられないのか。	ジェネズ京都工場や中間処理業者によって、事前に選別等の中間処理が行われた安定型廃棄物だけを搬入する予定です。ジェネズ滋賀処分場の実績を踏まえ、ほとんどは大型車両で、搬入車両は20台/日程度と想定しています。これらの車両は、遠方からの搬入がほとんどであり、新名神高速道路経由と想定しています。なお、大澤集落の区長には大型車両のアクセス路として使用したい旨の対話をしているところです。	(同左)	—
12	事業計画 （環境配慮事項）	伐採後の樹木は利用方法について、温室効果ガスの発生ができるだけ少ない形での再利用を検討していただきたい。例えばチップにしてバイオマス燃料にして使うなどの用途について、検討しているか。	現時点では未検討ですが、今後、木材としての活用やチップ化などの再利用についても検討していきます。	<p>現時点では未検討ですが、今後、木材としての活用やチップ化などの再利用についても検討していきます。</p> <p>なお、本事業の計画・設計は今後実施するため、伐採木の具体的な利用または処分等の方針が決まるのは、今後の準備書段階になると考えています。</p>	—
13	事業概要 （環境配慮事項）	「第2章 配慮事業の目的および内容」の「表2.5 主な維持管理項目と頻度」に記載されている浸透水や地下水の水質検査の頻度は、法令で決まっているものか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに、技術上の基準を定める環境省令（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）で定められた頻度です。	(同左)	—

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
14	地域概況 （景観）	「甲賀市景観計画」における景観形成基準は、基本的には町並みという観点の基準であり、対象事業のような土木的な造成物や広域な開発に必ずしも合致したものではない。事業予定地は、景観類型では、自然的景観の山林地域に分類され、市街地の背景となる山なみの維持・保全に努めるといった取り組むべき施策が記載されている。配慮書の「甲賀市景観計画」の記載箇所では、このような方針や施策について、記載すべきである。	方法書以降の段階において、「甲賀市景観計画」における、山林地域の方針や取り組むべき施策について追記します。	方法書以降の段階において、「甲賀市景観計画」における、山林地域の方針や取り組むべき施策について追記します。 当該修正案（配慮書 第3章 P.3-177）は別紙①に示すとおりです。	別紙①
15	複数案設定	A案とB案との比較で、進入路の位置の違いだけで最下段の盛土の位置や形状が大きく変わり、埋立容量に影響しているのはなぜか。B案の進入路の部分が多少膨らむ程度ではないのか。埋立容量の差は下段法面の高さに起因するものか。 A案とB案との間で埋立容量が約10万㎡違うことから、B案では機能面が△と評価がされているが、両案の埋立容量を同等にして機能面の評価を対等にできないのか。	B案では、谷の下側の調整池の脇に進入口を設け、調整池と最下段の盛土との間に道路を通す必要があります。さらに、法面上に道路を設置することになりますが、安全性を確保した道路勾配になるためには、つづら折りの形状の道路にせざるを得ず、その分で下段の法面の傾斜に違いが生じます。なお、下段盛土の傾斜が緩やかになることで、盛土部の地形が変わることから、B案ではA案に比べ、下段盛土の幅が多少狭くなります。この様に、B案では、下段法面のセットバックにより全体的な埋立て面積と容量が減少します。廃棄物の埋立て範囲は尾根に囲まれた谷地内に制約されることから、B案の埋立て容量をこれ以上増やすことは難しいと考えており、事業採算性の観点ではA案が有利と考えます。 また、A-1案の交通危険性のリスクについて改善したA-2案であれば、B案に比べ植生の改変面積や景観面の影響の観点において大きな違いがないことから、理想的な案であると評価しています。	B案では、谷の下側の調整池の脇に進入口を設け、調整池と最下段の盛土との間に道路を通す必要があります。さらに、法面上に道路を設置することになりますが、安全性を確保した道路勾配になるためには、つづら折りの形状の道路にせざるを得ず、その分で下段の法面が谷の奥の方にセットバックします。なお、下段盛土の位置がセットバックすることで、盛土部の地形が変わることから、B案ではA案に比べ、下段盛土の幅が多少狭くなります。 （※別紙④に示す「想定平面図」参照） この様に、B案では、下段法面のセットバックにより全体的な埋立て面積と容量が減少します。廃棄物の埋立て範囲は尾根に囲まれた谷地内に制約されることから、B案の埋立て容量をこれ以上増やすことは難しいと考えており、事業採算性の観点ではA案が有利と考えます。 また、A-1案の交通危険性のリスクについて改善したA-2案であれば、B案に比べ植生の改変面積や景観面の影響の観点において大きな違いがないことから、理想的な案であると評価しています。	別紙④

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9 当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
16	計画段階 配慮事項 （水象）	水象を計画段階配慮事項として非選定とした理由の記載について、森林を伐採して最終処分場にするのは、土地利用形態で大きな変更であり、流出係数や浸透機能が大きく変わる。防災調整池は、洪水被害低減のために雨水を貯留し上澄みを放流するものだが、ここの書きぶりとして、この「開発前より少ない流量に調整・放流する防災調整池を整備することから」との表現はおかしい。森林では降雨の約半分は蒸発散され、降雨を貯留する水源涵養機能も有しており、開発前より少ない流量になるのかは疑問である。環境影響は与えるが、計画段階評価事項としては選定しなかった」とつなげるような書きぶりにすべきである。	方法書以降の段階で記載を改めます。	<p>事業地において、森林を伐採し埋立地を造成するにあたって、森林の持つ貯水機能が損なわれ、水象に影響を及ぼすのはご指摘の通りです。但し、本事業は面的な開発であることから、事業地内の変化を前提として、事業地周辺の水象へのインパクトの観点で、計画段階配慮事項は検討しました。このとき、事業地および事業地からの排水の流出先である次郎九朗川・田村川の流域面積について、地形図上で概略算出すると、事業地流域面積が17haであるのに対し、次郎九郎川流域面積：約250ha（15倍）、田村川流域面積：約5000ha（294倍）と大きくなっています。水象（流量等）については、その涵養量の観点で流域面積に連動すると思われるため、当該流域面積の観点で影響は大きなものではないと考えています。</p> <p>また、防災調整池の計画は、「林地開発許可申請の手引き（事業者用）」（滋賀県琵琶湖環境保全部森林保全課）に基づいた設計を実施します。防災調整池に入る水量は、事業地に降った雨のうち地表面を流れるものであり、地中に浸透した浸透水は防災調整池を経由せず河川などへ流出することになります。「手引き」における林地と裸地（造成地）との流出係数による差分が開発による流出量の増分となりますが、増加する流出量分を防災調整池で一時貯留し、河川への影響が無い流量（許容放流量）以下に流量調整を行って放流することで、洪水被害の低減を図ります。</p> <p>なお、工事中については、林地から裸地に変化することで、地表面を流れる流出量は増加しますが、逆に地中に浸透する水量（浸透水量）は減少すると想定されます。したがって、上記のとおり地表面からの流出量の調整により、洪水被害の低減は可能と考えています。また、埋立開始後については、処分場内に降った雨は、外部への流出防止を実施するため時間をかけて廃棄物内に浸透した後に、廃棄物層の下にある地中を浸透して河川などへ流出することになります。したがって、浸透水と地表面から流出する雨水では河川へ流達する際に時間差が発生するため浸透水が洪水被害に与える影響は小さいと考えられます。</p> <p>これらより、水象については計画段階配慮事項としては選定しませんでした。</p> <p>（※別紙②に示す「水象：選定しなかった理由」参照）</p> <p>なお、配慮書P4-4～4-8に示した「表4.3 計画段階配慮事項として選定した項目および選定理由」と「表4.4 計画段階配慮事項として選定しなかった項目およびその理由」については、双方を統合のうえ、「周辺環境への影響有無」を区分する列等を追加し、現時点で想定する事業計画を踏まえた周辺環境への影響の可能性区分（現時点の想定）を追記しました。（※別紙②参照）</p> <p>今後作成する方法書では本表を掲載するとともに、ここで○または△を示す項目の中から、必要な環境影響評価項目の選定を検討する方針です。</p>	別紙②
17	計画段階 配慮事項 （温室効果ガス）	温室効果ガスを計画段階配慮事項としての非選定とした理由の記載について、複数案の間で差異がないから、選定しないと書かれているが、温室効果ガスは基本的にプラスになり、その程度を議論すべきである。差がないから非選定にするのは違和感がある。事業予定地の森林を伐採することによる温室効果ガスの吸収量の減少や、植樹による吸収量増加について、推定できないか検討してほしい。	（無回答）	<p>温室効果ガスの非選定理由については、一部表現を補足し、別紙②のP4-6に示すとおり修正しました。</p> <p>但し、今後の方法書以降の段階では、ご指摘も踏まえ、工事中および工作物の供用後の重機の稼働、工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う温室効果ガスの発生、土地の造成に伴う樹木伐採による温室効果ガスの吸収量の低下、施設廃止後の植樹による吸収量の増加等を考慮のうえ、影響の程度を予測・評価していきたく考えています。</p> <p>別紙②においても、その旨を追記しました。</p> <p>（※別紙②に示す「温室効果ガス：選定しなかった理由」参照）</p>	別紙②
18	計画段階 配慮事項 （動物）	事業地内にため池の跡が1ヶ所残っていることだが、希少な両生類等が残っている可能性がある。この池は埋立の影響はあるのか。	当該ため池の跡は、埋立エリア内となる予定です。今後実施する環境影響評価では、綿密な現地調査を行い、希少な生物が確認されれば、適切な保全措置を検討します。	（同左）	—

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
19	計画段階 配慮事項 （動物）	配慮書について、植生を把握することで動物相は概ね把握できるといった書きぶりである。 計画段階において、現地調査を行い、保全策を考えないと手後れになる例が非常に多い。何らかの文言を付け加えるべきではないか。	方法書以降の段階で記載を改めます。	<p>配慮書段階では、植物群落の分布を調査することで、重量な動物の生息環境の有無を把握するための基礎情報を収集することを目的に、植生調査を実施しました。</p> <p>動物相・植物相については、今後の方法書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域およびその周辺を対象として現地調査および影響の予測を行い、希少な生物等の生息・生育が確認された場合等においては、必要な環境保全対策を検討して参ります。</p> <p>（※別紙②に示す「動物、植物：選定しなかった理由」参照）</p>	別紙②
20	調査・予測 （植物）	植生よりも、個々の植物種がどのように生息しているかが重要である。例えば人工林の中に希少種のエビネが生えている可能性もあり得る。また、希少種の生育地を直接改変しなくとも、樹木を伐採して埋立地を造成することで、生育地の光環境が変化し影響を受ける可能性もある。 そのため、方法書以降の手続きでは、改変範囲だけでなくその周辺も含めた希少植物種の生育状況を把握するための調査をしっかりと対応されたい。	方法書以降の手続きでは、適切に調査や予測、環境保全措置の検討などを行い、貴重植物種を保全できるように対応します。		
21	計画段階 配慮事項 （景観）	山なみを保全するためには、地形や植生、山容をいかに保全するかということに配慮の重点を置くべきである。配慮書では事業実施想定区域から比較的近い1地点の視点場のみ選定しているが、景観形成地区になっている国道1号沿いなど、もう少し遠く背後に山並みが見えるような視点場から、そこから今回の事業予定地が背後の山並みとして従前のもと事業後にどのように変化があるのかを予測評価するべきである。	配慮書の眺望点は、多くの人が利用する場所という観点において、谷の上方まで眺望できる場所がなかったため、今の眺望点としています。 なお、国道1号の地点からのフォトモンタージュ案も試作していますが、当該地点については、手前の家屋が支障して谷の下方の構造物は視認できず、谷の奥に最上段の法面が見えるという状況を把握しております。	<p>配慮書の眺望点は、複数案の違いが比較できるかどうかという観点で設定し、予測を行いました。方法書以降の段階では、1案に絞ったうえで、複数の視点場からのフォトモンタージュを作成し、下記の観点にも留意した景観影響の予測・評価を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号沿いの地点など、遠景で山なみ全体を評価できる眺望点も対象に検討 ・埋立完了時のフォトモンタージュだけでなく、植生回復後のフォトモンタージュも作成 <p>なお、国道1号の地点からのフォトモンタージュ案も試作していますが、当該地点については、手前の家屋が支障して谷の下方の構造物は視認できず、谷の奥に最上段の法面が視認される見込みです。（※別紙③参照）</p> <p>ただし、当該フォトモンタージュについては、2案で可視状況が全く同じであったことより、配慮書に示す代表地点としては扱いませんでした。</p>	別紙③
22	計画段階 配慮事項 （景観）	配慮書で提示された複数案は事業予定地の下部のものであるが、上部についても複数案を設定し、山容がどのような植生で回復されるかというところの検討もすべきである。事業予定地は高木が多いので、低木の植栽ではそこだけ歯抜けのように見えたり、周辺植生と異なった色味の植栽ではそこだけパッチワークのように見えたり、といったことが起こりえるので、なるべく回避するように配慮すべきである。堰堤部分や埋立地の平面上に植樹する方針とのことだが、高木を植栽することは可能か。	現時点では、高木植栽についての具体的な計画はありません。なお、ジェネス滋賀処分場では、高木を植栽しておらず、植栽した高木が生育できるのか検討もできていません。	<p>現時点では、高木植栽についての具体的な計画はありません。なお、ジェネス滋賀処分場では、高木を植栽しておらず、植栽した高木が生育できるのか検討もできていません。</p> <p>方法書以降の段階では、植栽する樹木の方針も含めて検討し、フォトモンタージュによる予測に反映させていきます。</p>	—
23	計画段階 配慮事項 （景観）	特に山なみの景観に大きく関わるのは谷の上部の盛土形状であると考えられるが、上部の堰堤の位置についての代替案は検討できないか。	現時点では谷の中をできるだけ効率的に広い面積、そして、大きい容量で埋めるといった設計思想で、今この小段の位置が決まっています。そのため、上段の堰堤についての複数案の設定は考えていません。ただし、予測の結果、景観への影響が許容できないような場合には、堰堤の形状についても検討します。	(同左)	—

番号	項目	環境影響評価小委員会（年9月9日）での意見	事業者回答（9/9当日の回答）	事業者回答（第2回小委員会）（※赤字：修正・補足回答点）	別紙資料
24	総合評価 （植物）	計画段階の総合評価では、植生の評価は全案ともに「重要な植物群落は改変しない」とされているが、改変を避けるように配慮したようにも読み取れることから問題である。調査の結果、重要な植物群落自体が存在しなかった旨を記載すべきである。	計画段階の総合評価の記載については、方法書以降の図書において、「計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容」という項目を設け、ご意見を踏まえた修正内容を掲載します。	総合評価における植生の評価について、「重要な植物群落は改変しない」は「事業実施想定区域内に重要な植物群落は存在しない」に修正し、今後作成する方法書に掲載します。 （※別紙④参照）	別紙④
25	総合評価	総合評価について、計画段階配慮事項である2環境要素（景観・植物）でしか評価されていないが、環境影響評価で対象とする環境要素は多数ある。各環境要素の影響について、3段階程度（◎、○、△など）の評価をして、配慮書段階ではそのうち2つの要素を選んだことが分かるように、記載の充実を求める。	（無回答）	配慮書P.4-4～4-8に示した「表4.3 計画段階配慮事項として選定した項目および選定理由」と「表4.4 計画段階配慮事項として選定しなかった項目およびその理由」については、双方を統合のうえ、下記の追記・修正を行いました。 < 配慮書からの修正点 >（※別紙②参照） <ul style="list-style-type: none"> ・「周辺環境への影響有無」を区分する列を追加し、計画段階配慮事項として選定した2環境要素（景観・植物）以外についても、現時点で想定する事業計画を踏まえた周辺環境への影響の可能性について、○、△、-の3段階での区分を検討・記載しました。 ・また、「複数案間の影響の差異」を区分する列およびそれも考慮のうえ行った「計画段階配慮事項の選定結果」を区分する列を追加しました。 ・これらを踏まえ、「選定した理由または選定しなかった理由」の記載を修正しました。 今後作成する方法書では 別紙② に示す表を掲載するとともに、ここで○または△を示す項目の中から、必要な環境影響評価項目の選定を検討する方針です。	別紙②